

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際連合平和維持活動(PKO) 分担金	種別	分担金	30年度 予算額	48,258,187千円	総合評価	A
拠出先 国際機関名	国際連合						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：国際連合平和維持活動（国連PKO）は、戦後の東西対立の中で国連の安全保障理事会（安保理）の常任理事国間で協調が得られず、国連憲章第7章が想定する集団安全保障が機能しなかったため、国連が紛争地における平和維持を目的として実際の慣行を通じて確立してきたもの。安保理の決議に基づき、国連に加盟国から提供される要員や独自に採用する文民等からなる国連PKO ミッションが、主な紛争当事者の同意を得て現地に派遣され、当該地域の平和と安定のために活動する。具体的には、安保理決議に従い、以下のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停戦監視， 駐留， 武器の搬出入の検査， 地雷など放棄された武器の回収等</li> <li>・ 国軍への助言・指導， 治安維持</li> <li>・ 難民・避難民の帰還支援， 文民の保護</li> </ul> <p>2018年6月現在，14の国連PKO ミッションが展開中（これに加え，安保理決議第1863号に基づくアフリカ連合(AU)ソマリア・ミッションへの支援も実施中）。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：国連PKOは紛争地域における停戦監視を通じた治安の回復及び維持，選挙支援を行うとともに，平和構築，地雷除去，人道援助に対する支援を通じた復興支援等の活動を行っており，本件拠出はそのような活動のために拠出するもの。それにより，国連憲章第1条第1項に規定される「国際社会の平和及び安全の維持」の達成に貢献することを目的とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・「国際の平和及び安全の維持」は、国連憲章に基づく国連の活動の三本柱の一つである。国連は安全保障を扱う唯一の普遍的な国際機関であるとともに、開発や人権等幅広い分野も扱っていることから、紛争の要因となっている様々な問題に包括的に対応することで、紛争地域の情勢の改善等の成果を上げてきている。1948年に国連休戦監視機構(UNTSO)が展開して以来、71の国連PKOが展開しており、世界各地の紛争地域の平和維持に貢献してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在，国連PKO 分担金の拠出を受けて活動中のミッションは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連キプロス平和維持隊(UNFICYP)</li> <li>・ 国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)</li> <li>・ 国連レバノン暫定隊(UNIFIL)</li> <li>・ 国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)</li> <li>・ 国連コンボ暫定行政ミッション(UNMIK)</li> <li>・ 国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)</li> <li>・ 国連ハイチ司法支援ミッション(MINUJUSTH)</li> <li>・ ダルフール国連AU合同ミッション(UNAMID)</li> <li>・ 国連アビエ暫定治安部隊(UNISFA)</li> <li>・ 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)</li> <li>・ 国連マリ多角的統合安定化ミッション(MINUSMA)</li> <li>・ 国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)</li> </ul> </li> <li>・ この他，国連休戦監視機構(UNTSO)及び国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP)も展開中であるが，国連PKO 分担金ではなく，国連通常予算によるもの。</li> <li>・ また，上記ミッションに加え，AUソマリア・ミッション支援(UNSOA又はUNSO:安保理決議第1863号(2009))へのPKO 分担金による支援も行っている。</li> </ul> <p>・ 国連事務局は上記のミッションについて安保理に対する定期報告を行うとともに，各ミッションのホームページを設け，具体的な活動内容について対外的な発信を行っている。</p> <p>・ 紛争の性質的な変化（テロ活動など過激主義の拡大，維持すべき平和の脆弱性の増大等）及び平和活動現場の活動ニーズと派遣される部隊との間の能力・装備のギャップ等の課題に対処すべく，2014年10月，潘基文国連事務総長（当時）が国連平和活動に関するハイレベル独立パネル(HIPPO)を設置，翌2015年発表された報告書(HIPPO 報</p>						

	<p>告書)の提言を踏まえて、同年9月に今後の優先課題とその実施に向けた行動計画を取りまとめた事務総長報告書を公表。以降、改革の具体化について国連総会第5委員会等において加盟国間で議論を進めてきた。2017年1月に就任したグテーレス国連事務総長も改革の流れを汲み、就任早々、平和と安全、持続可能な開発、マネジメント分野における改革を提唱。PKOに関しては紛争の予防・解決、平和維持が平和構築、開発に至る一連の取組を考慮に入れた包括的なミッション戦略が必要との考えを打ち出し、また2017年9月には国連PKO改革に関する安保理決議第2378号(S/2017/781)が採択された。同年12月国連総会において平和・安全分野の機構改革に関する事務総長の方針(vision)を支持する決議がなされ(A/RES/72/199)、2018年はその具体化に向けた議論が行われていく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・準地域パートナーとの連帯の深化はPKOに関し改革が必要な分野の1つとして議論を継続中。</li> <li>・国連改革については、依然関係国との間で議論が続けられていることから最終的な評価を行うことはできないが、日本としては効率的かつ効果的な国連PKO予算の策定、運営及び執行につながる国連事務局に改革されることを目指して引き続き各国と議論していく考えであり、国連総会ハイレベルウィークやグテーレス国連事務総長訪日などの機会をとらえ、一貫して同事務総長の改革姿勢を支持するメッセージを送っている。</li> </ul>
<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連PKO予算については、国連財政規程規則(ST/SGB/2013/4)に基づき、国連事務総長は、毎年、前年7月から当年6月までの各ミッションの財務諸表を9月末までに国連会計検査委員会(Board of Auditors, BOA)に提出することを義務付けられている。BOAから挙げられた改善ポイントに対して事務総長が書面で回答し、監査報告書とともに国連総会第5委員会へ提出し、その後同委員会で審議され、必要に応じて決議を採択する形で事務局に勧告を行うとともに、次期PKO予算編成に反映される。また、国連事務局では国連内部監査部(Office of Internal Oversight Services, OIOS)が内部監査を実施するとともに評価を行い、それらの結果は報告書の形で公表されている(直近の例は下記参照)。なお、これらの一連の報告書は国連ホームページにも掲載され、加盟国・その他外部に公表されている。</li> <li>・外部監査 対象年度：2016年7月-2017年6月、実施主体：BOA、報告・提出月：2018年1月、結果及び対応：事務局によれば、報告に含まれる75の改善ポイントのうち、2018年1月現在で11が実施済み、残りのうち48件は2018年末までに、5件は2019年までに実施するとしている。事務局は2012-2013年まで遡って監査勧告に対する改善進捗状況を報告しており、コンプライアンスを確実に履行するために改善には長期間を要するものも多いが、完全かつタイムリーな改善実施を目指している。</li> <li>・内部監査 OIOSが適時のテーマについて監視、監査、評価、調査活動を行う。2017年1月から12月の一年間で平和関連の活動について204の報告書が提出された。直近では、以下のとおり、2018年3月にPKO訓練活動の計画と監視についての監査報告が発表された。 対象年度：2015年7月から2016年12月まで、実施主体：OIOS、報告・提出月：2018年3月、結果及び対応：より効果的な運営を目指した各種提言(情報共有のためのネットワークの効率的運営、訓練実施の遂行管理・報告の強化、派遣前訓練の重要性に関する啓蒙活動強化等)を監査対象となった各部門へ提出、勧告に対するの対処を関係部門が書面で回答、結果を公表。</li> <li>・財政状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・提出月：2018年1月(2016-2017年度)</li> <li>・BOA報告では、財政状況は健全。事務総長提出の予算執行状況報告書は国際公会計基準(IPSAS)に則り適切に報告されているとされた。</li> </ul> </li> <li>・2013年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOAの外部監査報告では、IPSASの導入に遅れが生じている現状を踏まえて、国連PKOミッションの管理層への注意喚起を強化するよう勧告。その後のBOA報告では、IPSASに基づく財務諸表の作成に進展が見られること(2014年5月及び2015年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)、IPSASに基づく財務諸表の作成能力の強化が観察されること(2016年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)、加えて、経営資源計画システム(Umoja)の導入と相まってIPSASに基づく財務諸表の作成能力の強化が観察され、引き続きフィールドに展開する職員の訓練に取り組むべき旨を勧告している(2017年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)。IPSAS導入から4年目となった2018年に提出されたBOA報告では、IPSAS基準に則り適切に財政状況が報告されているとし、また、Umoja導入以降、過去のシステムからのデータ統合なしに作成された初のレポートであり、改善点はあるもののタイムリーな報告ができるようになったことを評価。</li> <li>・国連は、2010年に潘事務総長(当時)に提案されたグローバル・フィールド・支援戦略に基づき、世界中に展開している国連PKOミッションの設立、維持、撤退においてより効率的・効果的な運営を実現するため、国連事務局フィールド支援局(DFS)の内外(ニューヨークの国連本部、イタリア・ブリンディシの国連ロジスティック基地、各ミッションの派遣地等)に散在している人材・財政・調達・ロジ面でのサポート機能を見直し、包括的なサポート体制を確立し一貫したプロセスを提供すべく統合を進めている。</li> <li>・また、2006年7月の国連におけるIPSASの導入決定以降、国連事務局は、順次導入作業に着手。2012年に国連財政規程規則の改訂、2014年に国連事務局及び国連システムの全ての機関がIPSASに準拠した財務諸表を作成することにより、PKOに係る資産及び負債の正確な把握が可能となった。また、2015年のUmoja導入により、国連本部とフ</li> </ul>

イールド・ミッションのシステムの統合及び各ミッションの財務報告への本部からのアクセスの実現等の進展があった。

- ・PKO活動をサポートする本部機能について一層の効率化を進めるべく権限委譲と説明責任の明確化、重複する機能の統合等、組織改正を含む抜本的な改革を含む提案を目下国連総会第5委員会で審議中（事務総長提案では2019年1月の施行を企図）。
- ・OIOSはプログラム評価も実施しており、文民職員の保護に関して2014年になされた改善勧告（指揮命令系統に関する改善、文民職員への脅威への対処ガイダンス作成、人道支援機関との協力）に対する進捗状況を2017年10月に発表している。
- ・日本は、国連PKOの効率的・効果的な運営の実現を目指して、国連総会第5委員会の議論を通じて、グローバル・フィールド支援戦略やIPSASの導入を推進し、他の国連加盟国及び国連事務局に働きかけを行ってきた。その結果、上記の進展が得られてきている。
- ・2017-2018年度PKO予算は主要財政貢献国と連携した結果、前年度比5.7億ドル（7.3%）減を実現した。

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性

- ・日本は国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進しており、国連PKOの活動は、その重要な一角を担うものである。また、国際社会の平和と安全の維持を日本だけで実施することは人的にも財政的にも不可能であり、普遍的な国際機関である国連が実施する活動に協力することが現実的である。
- ・分担金の成果は上記1のとおり。
- ・国連PKO予算及び国連改革に関する議論については、日本は国連総会第5委員会において主要財政貢献国として効率的かつ効果的なPKO予算を策定すべく意思決定（具体的にはPKO予算決議の決議案交渉）に積極的に参画し、日本の意見を表明している。日本の意見はおおむね反映されている。
- ・国連総会第5委員会での承認前に事務総長提案を精査し勧告する、予算に関する中枢機関として行財政問題諮問委員会（ACABQ）があるが、日本は歴代委員（任期3年）を輩出している。安保理では2015年に11回目の当選を果たし、2017年12月に任期を満了した。
- ・国連PKOは、その規模・任務からしても、日本のみならず一国だけで実施することは困難。また、国連PKO要員に対する能力構築支援も二国間支援のみならず国連や他の支援提供国との三角パートナーシップの下で施設・通信・医療分野の支援を実施。
- ・2017年12月、グテーレス国連事務総長を賓客として招き、安倍内閣総理大臣と会談の機会を設けるとともに、岸田外務大臣（2017年7月当時）及び河野外務大臣（2017年12月）のニューヨーク訪問の機会に同事務総長と会談を行い、日本が重視する北朝鮮問題を始めとする国際情勢、国連改革及び安保理改革、グローバルな課題について議論した。また、国連局長級会合や二国間協議等を年に数回開催し、意見交換を行っている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	職員数	うち、	うち、	日本人職員の比率	日本人職員数	日本人幹部職員数
		（地理的衡平性の原則が適用されるポストに配置された専門職以上の職員数。以下同じ。） （2017年12月末時点）	日本人職員数	日本人幹部職員数	（2017年12月末時点）	（前年同時期）	（前年同時期）
	193	3,074	75	10	2.4%	79	8

その他特記事項：

- ・国連事務局の地理的衡平性の原則が適用されるポスト（加盟国の分担金により賄われるもの）に配置された専門職以上の職員数に占める日本人職員の割合は、過去5年間3%弱で推移している。地理的衡平性の原則が適用されないポストに配置された日本人職員数を加えると日本人職員数は、前年同時期の209人から6人増の215人。
- ・重要ポストを占める日本人職員は以下のとおり。
  - 2017年5月、中満泉国連事務局事務次長（軍縮担当上級代表）（USG）就任
  - 2017年5月、高須幸雄人間の安全保障に関する国連事務総長特別顧問（USG）就任
  - 2018年1月、上岡恵子国連合同監査団（JIU）監査官（D-2）就任
  - 2018年3月、水鳥真美防災担当国連事務局次長補兼事務総長特別代表（ASG/SRSG）就任

	(注：中満事務次長以外は、上記日本人幹部職員 10 名には含まれていない)	
	・国連アウトリーチ・ミッションの訪日による広報活動を含め、関係国際機関側も積極的な広報活動を実施している。	
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	安保理で国連 PKO ミッションの設置又はマンデートの更新を決定。国連総会第 5 委員会で予算案の審議を行い、国連総会にて予算を承認。
	DO	国連 PKO による平和維持活動の実施。
	CHECK	事務総長による執行状況報告。内部・外部監査報告書により活動を評価。
	ACT	安保理に提出される事業報告、国連総会に提出される決算報告を通じ、日本を含む加盟国が必要に応じて状況分析、必要な改善策を提言する。監査部門は改善策に対する事務局の対応についても進捗状況を継続してフォローしており、これらは書面で提出・公開され、次期予算作成にも反映されている。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本からの分担金は PKO 予算総額に充当されているため用途を特定できない。</li> <li>・国連総会や第 5 委員会において、加盟国と連携をとりつつ、国連事務局と積極的に協議している。</li> </ul>	
担当課室名	国連企画調整課	